

## 寺院の所在地が住居表示変更により変わったときには

市町村合併など、行政によって住居表示の変更があった場合、寺院は変更登記完了後、宗務庁および都道府県庁に届出をしなければなりません。届出により郵便物の送付先および寺院名鑑の訂正、寺院規則中の所在地について更新します。

### 注意事項

- (1) 必ず、市町村合併または住居表示変更が実施されてから手続き願います。変更前の手続きはできません。
- (2) この手続きを行われない場合、登記簿上の所在地と本宗から交付する辞令等の所在地が異なることから、登記関係事務（代表役員、土地または建物の登記等）に支障をきたすことがあります。
- (3) 市町村合併の場合に限り、法務局登記官の職権で、登記簿が変更される場合がありますが、代表役員の住所まで変更されないことがありますので、ご注意いただき、所用の手続きを行ってください。
- (4) 寺院の移転により所在地が変更になった場合は、この届出はなく、規則変更の手続きが必要となります。

### 添付書類

#### 変更登記後の登記事項証明書

（非法人の場合は、登記事項証明書の代わりに市区町村役場発行の住居表示変更証明書を添付してください。）

### 冥加料

不要

様式番号	32	申請書名	宗教法人所在地表示変更届
------	----	------	--------------

### お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105